

令和 4 年 6 月 9 日現在

機関番号：32403

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13035

研究課題名（和文）文化政策における文化財保護行政の位置：70年代以降の埼玉県文化行政の分析

研究課題名（英文）The Position of Cultural Property Protection Administration in Cultural Policy: Analysis of Saitama Prefecture's Cultural Administration since the 1970s

研究代表者

土屋 正臣 (Tsuchiya, Masaomi)

城西大学・現代政策学部・准教授

研究者番号：00825896

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：1970・80年代における埼玉県の文化行政分析により、「民」と「官」による文化財保護分野が文化政策総体に与えた影響の解明に努めた。その結果、文化財保存運動が、戦後の自治体文化財保護行政の基礎形成に貢献したことを明らかにし、教育行政における文化財保護政策のみならず、首長部局主導の文化行政における文化財の活用へとつながっていったことを立証した。しかし、80年代後半以降、文化行政は文化施設整備などの開発主義的様相を帯びる中で、文化的な豊かさを求めた文化行政は変質した。同時に文化行政としての文化財保護政策もまた、施設装飾などに文化財イメージを用いるなど、表層的な活用への傾倒が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成30年文化財保護法改正や令和2年文化観光推進法成立など、文化財の保護は保存重視から活用を組み合わせた、より持続的な文化財保護システムの構築が急務となっている。本研究が明らかにした、1970・80年代における文化行政における文化財保護政策が、当初は重要な位置を占め、その役割を期待されながら、文化財を活かしたまちづくりや市民の手による草の根レベルでの文化財保護に必ずしも結実しなかったことから、法制度改正によって大きな岐路に立っている文化財保護政策の今後のあり方を考える上で重要な示唆を持っている。

研究成果の概要（英文）：By analyzing the cultural administration of Saitama Prefecture in the 1970s and 1980s, we have endeavored to elucidate the influence of the "private" and "public" sectors for the protection of cultural properties on the overall cultural policy. As a result, we clarified that the cultural property preservation movement contributed to the formation of the foundation of municipal cultural property protection administration in the postwar period. However, since the latter half of the 1980s, cultural administration, which sought cultural enrichment, has been transformed as cultural administration has taken on a development-oriented aspect through the construction of cultural facilities. At the same time, the policy of cultural property protection as a cultural administration has also clearly shifted toward the superficial utilization of cultural properties, such as the use of images of cultural properties in the decoration of facilities.

研究分野：文化政策

キーワード：文化財の保存と活用 文化行政 革新自治体 文化財保護行政 文化財保存運動

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

少子高齢化やグローバル化の進展など、社会が著しく変化を遂げる中で、観光や福祉、国際交流等の幅広い分野間の連携を視野に入れた文化政策の展開が求められている。そこで文化芸術振興基本法は、平成 29 年に文化芸術基本法として改正され、文化芸術そのものの振興だけでなく、観光やまちづくり、福祉、教育その他の関連分野における施策を取り込み、文化芸術が生み出す価値を社会の発展や創造につなげることが目指された。

特に本法律では、改正後も「文化財等の保存及び活用」(第 13 条)が明記された。平成 30 年の文化財保護法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正も、文化財保護と関連諸分野との連携の必要性という共通の背景を持つ。

文化政策の研究史においては、1970・80 年代の革新自治体による文化行政、その後の文化政策、創造都市論といった流れが議論されてきた。この中で、これまでの文化政策の中心課題は、どちらかと言えば、市民の文化活動や芸術振興に置かれ、古くから法制化されてきた文化財保護行政はさほど問題を抱えていないと捉えられてきた。ところが実際には、文化財保護行政は、社会的な要請との乖離が目立ち、制度に綻びが目立ち始めており、文化政策全体の中での立ち位置が問題となっている。具体的には博物館の統廃合問題等に表れている。

これが上記法改正の背景の一つになっている。この法改正にあたり、かつての革新自治体による文化行政において文化財保護政策がどのような位置を占めていたのかという点を検証する必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、革新自治体における文化行政のトップランナーの一つであり、かつ文化財保護行政が文化行政の礎を構築していった埼玉県を事例として取り上げ、文化財保護分野が文化政策総体に与えた影響について明らかにすることにある。

3. 研究の方法

畑和埼玉県政における文化行政の動向を把握するため、埼玉県発行書籍、埼玉新聞をはじめとする地元メディア、県議会議事録などの資料調査を実施するとともに、埼玉県の文化行政の中でモデル自治体として取り上げられた狭山市、行田市、白岡市、嵐山町、横瀬町に関する資料調査やインタビューを実施した。

4. 研究成果

1970・80 年代における埼玉県の文化行政分析を通じて、文化財保存運動をはじめとする「民」と文化財保護行政としての「官」による文化財保護分野が文化政策総体に与えた影響について明らかにしようと努めた。その結果、草の根の文化財保存運動は、遺跡などの破壊に対する反開発、文化財に対する反観光資源化といった側面だけでなく、高校生などの調査参加を通じた社会教育的側面を有していたことが明らかになった。その後、文化財保存運動に携わった人々が、文化財保護行政に関わることで、文化財保護政策が社会教育政策とも結び付けられていった。このことで、戦後の自治体文化財保護行政の基礎形成に、文化財保存運動は一定の役割を果たしていた。その成果は「**高度成長の時代における文化財保護運動の現在の意義 - 文全協の分析を中心として -**」『文化政策研究』第 13 号 (2020 年) としてまとめた。

他方で、1970 年代以降の革新自治体を中心とする文化行政の興隆は、「地方の時代」「文化の時代」といったスローガンを背景に、行政改革を含んだ「行政の文化化」を生み出し、具体的な自治体の政策や事業に文化の視点が盛り込まれる契機となった。文化行政の展開は、芸術文化活動の活性化や住民生活の質向上へと向かう一方、これまでの文化財保護行政の見直しにもつながっていった。教育行政における文化財保護政策だけでなく、首長部局における文化行政に文化財保護政策を組み込んでいったことはその一例である(「**1970・80 年代の文化行政に対する文化財保護の立ち位置に関する試論：埼玉県を事例として**」『文化政策研究』第 14 号 2021 年)。

本研究で分析を行った埼玉県の事例では、文化行政を中心的に担う「県民文化課」の設置に代表されるような組織再編だけでなく、黎明期から県教委で文化財保護行政を担ってきた人物を首長部局の文化行政担当部局や理事などのブレーンに起用するなどの人事を行なった。

その結果、文化行政の一環として実施した埼玉県史編纂事業では、畑埼玉県知事を含めて、多くの埼玉県出身者が兵士として参加した二・二六事件について、証言録をまとめ、刊行した。また、埼玉県を縦断する荒川の自然や生業などの文化を含めた総合的な調査を実施し、その内容は書籍として刊行される他方で、埼玉県立川の博物館を設立し、荒川総合調査の成果を広く社会に還元するなどの事業展開を図った(The Place of Cultural Properties Protection in Cultural Administration in Japan in the 1970s and 80s, ICCPR2020 2021)。川の博物館以外にも、県立図書館や県立博物館などの文化施設を埼玉県内各地に配置し、県民の文化的環境の整備が進めら

れた。これらの文化施設は、従来の社会教育や生涯学習といった機能を持つだけでなく、市民参加や情報公開など、広くまちづくりの機能を有していた。新たな社会的価値を創造する今日のミュージアムの先駆けとなるものだった（『新時代のミュージアム：変わる文化政策と新たな期待』（ミネルヴァ書房 2020年））

埼玉県における文化行政の枠組みにおいて文化財保護行政のあり方を問い直す試みは、平成30年の文化財保護法改正に象徴される「文化財の保存重視から活用重視へ」という潮流を議論する上で重要な示唆を持つ。埼玉県の文化行政を展開した畑和知事は、文化行政で扱う文化とは、芸術・文化活動の振興、文化財保護といった狭いものではなく、広く県民生活全般にわたるものとして捉えていた。従って、そこでは従来の文化財保護政策による文化財の保存だけに完結するのではなく、文化財保護を通じて、県民の学びや戦争の記憶への回顧、生活の質向上につなげようとする試みが存在した（『法から学ぶ文化政策』（有斐閣 2021年）、『自治体文化行政レッスン55』（美学出版 2022年））。

しかし、埼玉県の文化行政は、それまで一線を画してきた開発主義的な性格を帯びようになっていった。1980年代の中曽根内閣に象徴される民活路線を背景に、大宮駅前に大宮ソニックシティを設置すると、首都機能移転候補地としてさいたま新都心が建設されるなど、国家戦略に則った開発政策を推進していくこととなった。文化政策分野では、貸館中心であった各地の県立文化会館とは別に、彩の国さいたま芸術劇場が開館した。

このように、初期を中心として埼玉県の文化行政は、文化財保護政策を中心に展開されていたが、80年代後半以降、施設整備へと傾注していった。全国的な公立文化施設の急速な整備時期とも重なり、県立施設と県内市町村施設との競争が目立つようになった。2000年代以降、自治体財政悪化を要因として、文化施設乱立状態に対するいわゆるハコモノ批判の声が高まるようになると、県立文化施設の統廃合が議論され、実行に移されていった。

文化行政の終焉を検証する中で、文化行政における文化行政の位置を研究するのみでは、この問題を捉えることはできず、より高次の課題を設定する必要が生じた。特に本件は、文化イベントや市民生活に密着して文化施設をくまなく配置する「文化開発」の議論との親和性を持つことから、文化による開発を新たなテーマに設定した。1977年に策定された第三次全国総合開発計画における定住圏構想やそれと連動した、大平正芳内閣における田園都市国家構想、さらには田園都市国家構想の理念構築に重要な役割を果たした梅棹忠夫などの議論を中心に、文化開発を切り口とした文化政策の問い直しを行った（『開発という切り口から文化を考える』（文化開発研究会 2021年7月）、『国土開発の系譜上における文化開発の位置に関する試論』（日本文化政策学会第15回年次研究大会 2022年3月））。この文化開発を基軸とする新たな研究の方向性を設定することで、2021年の東京オリンピック・パラリンピックに伴う文化施設の整備など、今日の文化開発を問い直すことが可能となる。

また、本研究は今後の展開として文化政策関連の法制度のあり方の議論展開にも寄与することができる。平成30年文化財保護法改正や令和2年文化観光推進法成立など、文化財の保護は保存重視から活用を組み合わせた、より持続的な文化財保護システムの構築が急務となっている。本研究が明らかにした、1970・80年代における文化行政における文化財保護政策が、当初は重要な位置を占め、その役割を期待されながら、文化財を活かしたまちづくりや市民の手による草の根レベルでの文化財保護に必ずしも結実しなかったことから、法制度改正によって大きな岐路に立っている文化財保護政策の今後のあり方を考える上で重要な示唆を持っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 土屋正臣	4. 巻 14
2. 論文標題 1970・80年代の文化行政に対する文化財保護の立ち位置に関する試論：埼玉県を事例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 文化政策研究	6. 最初と最後の頁 126-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 土屋正臣	4. 巻 13
2. 論文標題 高度成長の時代における文化財保護運動の現在的意義 - 文全協の分析を中心として -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 文化政策研究	6. 最初と最後の頁 61-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 土屋正臣	4. 巻 732
2. 論文標題 文化行政における文化財保護行政の位置づけ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 月刊 考古学ジャーナル	6. 最初と最後の頁 51-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 土屋正臣
2. 発表標題 国土開発の系譜上における文化開発の位置に関する試論
3. 学会等名 日本文化政策学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 土屋正臣
2. 発表標題 文化のエコシステムー文化政策における法の在り方を考える
3. 学会等名 日本文化政策学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 土屋正臣
2. 発表標題 開発という切り口から文化を考える
3. 学会等名 日本文化政策学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Masaomi Tsuchiya
2. 発表標題 The Place of Cultural Properties Protection in Cultural Administration in Japan in the 1970s and 80s
3. 学会等名 ICCP2020 (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 土屋正臣
2. 発表標題 1970・80年代の文化行政における文化財保護の行方 埼玉県を事例として
3. 学会等名 文化経済学会<日本>2020年度研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 土屋正臣
2. 発表標題 文化政策における文化財保護行政の位置：70年代以降の埼玉県文化行政の分析
3. 学会等名 現代政策研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 土屋正臣
2. 発表標題 1970・80年代の文化行政に対する文化財保護行政の立ち位置に関する試論：埼玉県を事例として
3. 学会等名 日本文化政策学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 小林 真理 , 鬼木 和浩, 土屋 正臣, 中村 美帆	4. 発行年 2022年
2. 出版社 美学出版	5. 総ページ数 240
3. 書名 自治体文化行政レッスン55	

1. 著者名 小林真理, 小島立, 土屋正臣, 中村美帆	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 304
3. 書名 法から学ぶ文化政策	

1. 著者名 河島 伸子、小林 真理、土屋 正臣	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 274
3. 書名 新時代のミュージアム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------